

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



—Contact Usの活用—

意匠の国際出願（ハーグ出願）時に、国際登録意匠の公表の延期を請求していました。しかし、事情が変わり、やはり早期に公表してほしいのですが、どのように早期の公表を請求すれば良いですか？

1. 早期公表の請求

ハーグ出願時に指定した国際公表の時期より早い国際公表を希望する場合は、WIPO国際事務局宛に早期公表を請求できます。この請求はWIPOウェブサイト（ハーグ制度のページ上）のお問い合わせフォーム、“Contact Us”から行います。自身の情報を選択して、メニュー（My request concerns）が表示されたらApplication、Publication、さらなるサポートの可否：Yesと進み、案件を特定して、早期公表を希望する旨を記載してください。ジュネーブ時間の10～12時、14～16時は、ライブチャットによる担当者へのご相談も可能です。

請求が受理されると、公表の準備が整い次第国際公表されます。公表時期に関する共通規則改正（2022年1月1日）以降、従来の延期期間中の早期公表に加え、標準公表時期の12カ月内の早期公表も請求できるようになりました。

2. Contact UsとContact Hague

WIPOの各種IPサービスのウェブページ上部には、各サービスのお問い合わせフォームとしてContact Usが

用意されており、ハーグ制度のページには、上部にContact Us、下部にContact Hagueがあります。いずれからも同じサイトにつながり、お問い合わせ内容に応じた適切なWIPO担当者に届きます。

3. Contact Usで行えるその他の手続き

① ハーグ出願のDASコード発行の請求および優先権証明書の請求

メニューから、request priority documentsまたはrequest a DAS codeを選択し、必要事項を記入します。手数料の支払いがある場合、WIPO予納口座からの自動引き落とし、または電子メールで通知される支払い番号に基づきクレジットカード、銀行送金等でお支払いいただけます。

② 各種申請書類のアップロード

メニューからFormを選択し、必要事項を記入します。次のページで書類の種類を選択し、書類をアップロードして提出します。

③ Irregularityへの応答に関する審査官への相談

国際事務局の方式審査官からのIrregularityに対する応答は、正式に

はeHagueのCommunication-reply欄より行うことができますが、正式な応答の前に内容の確認や審査官への相談を希望する場合は、Contact Usからお問い合わせ可能です。メニューからapplication、Irregularity letterと進み、必要事項を記入します。定型の様式はありませんので、お問い合わせ内容をハーグ出願時の出願言語で入力してください。

④ その他

その他にも、個別案件に関する出願のご質問、更新、支払い、eHagueに関するテクニカルなご質問についてお問い合わせいただけます。

4. 送信後の流れ

自動応答の電子メールにて、お問い合わせのチケット番号が通知されます。それ以降、担当者と電子メールでやり取りができ、必要なファイルを添付することもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先】
TEL : 03-5532-5030
e-mail : japan.office@wipo.int
URL : wipo.int/japan